

に任せず。
第六條 雇傭者は労働爭議遂行中、新に労働者を雇傭することを得ず。

第七條 労働組合が第十條乃至第十五條の規定に基き、權利を確保せんとするときは、爭議團本部所在地管轄の警察署長に爭議の開始を通報することを得ず。

第十八條 労働組合は解散を命ぜらるることをなし、
第十九條 第四條、第五條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十五條の規定に違反したるものは、一年以上五年以下の懲役に処す。

附則 本法の施行と共に労働爭議調停法は之を廃止す。

失業反対斗争ノ件（東京府聯合会提出）

王文
失業反対斗争は全労働者階級の斗争である。失業者のみの特殊な斗争と見做すべからず、産業合理化による恐慌の全負擔を労働者に轉嫁せしめんとする政府資本主義の此種支持する改良主義に對する斗争であり、數百の労働者に失業の憂ひを被せしむるの意思を下してゐる資本主義制度を克服するもの斗争である。此れはあらゆる失業者の扶助や食料を充す途も只必死的な斗争である。労働の発展は職業的指導の連帶的行動に依り大衆的政治的ストライキを準備することである。失業反対斗争の指導權は組合が握り党は競争運動を助成するものである。

斗争組織

我々の失業反対斗争の目的組織は労働組合の活動及び組織の可能性ある工場への侵入が基礎とならねばならぬ。そしてデモの行なはばならぬ。工場労働者の討論、失業者群に對して猛烈なアデカ行はるべし。
(イ) 我々の失業反対の大衆斗争を組織する爲めに先づ失業反対メ
（ロ） 我々の失業反対の目的の爲めにカンパニー組織を組織する必要がある。